

平成27年度住民税の算出方法は…？

平成27年度の住民税（町・県民税）の納税通知書は今月送付します。
その算出方法は次のとおりです。

図 税務課町民税係②152

住民税が算出されるまでの具体例

●住民税の計算のしかた

（平成26年1月1日から12月31日までの所得を基準に課税されます。）



設例

家族構成 夫婦子ども3人（妻子は所得なし、子①は特定扶養親族*1、子②は一般扶養親族、子③は年少扶養親族*2）
※1 特定扶養親族とは、扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の方をいいます。
※2 年少扶養親族とは、扶養親族のうち、16歳未満の方をいいます。

平成26年中の収支

収入	5,340,000円
必要経費	1,845,000円
国民健康保険の支払額	420,000円
生命保険(旧契約)の支払額	100,000円

A 所得金額	（収入－必要経費）…収入が給与の場合は、簡易給与所得表により求めます。	
	収入金額…	5,340,000円
	必要経費…	－1,845,000円
	所得金額…	＝3,495,000円 A

B 所得控除	ア 社会保険料控除	420,000円
	イ 生命保険料控除	35,000円
	ウ 配偶者控除	330,000円
	エ 特定扶養控除（子①）	450,000円
	オ 扶養控除（子②）	330,000円
	カ 基礎控除	330,000円
	アからカを合計します。計 1,895,000円 B	
	※住民税における所得控除額は、所得税の所得控除額とは異なります。 ◎16歳未満の方に対する扶養控除は、平成24年度から廃止となりました。	

C 課税所得金額	Aの所得金額から、Bの所得控除額を引いた額	
	3,495,000円－1,895,000円	
	＝1,600,000円 C	
この課税所得金額1,600,000円をもとに、右記の住民税額の計算を行います。		

① 所得割額

- C** × 税率（県民税率…4%、町民税率…6%）
- 1 県民税1,600,000円×4%＝64,000円 **D**
 - 2 町民税1,600,000円×6%＝96,000円 **E**

② 税額控除

◆調整控除額の計算◆

Cの課税所得金額が200万円以下なので、

【表1】Aにより、次の①と②のいずれか小さい額を算出する。

- ①控除額の差の合計額：33万円
（内訳：配偶者控除5万円、一般扶養控除5万円、特定扶養控除18万円、基礎控除5万円）

- ②個人住民税の課税所得金額：160万円

①の金額のほうが小さいので
 $330,000円 \times 5\% = 16,500円$
よって、調整控除額は16,500円となります。

- 1 県民税分16,500円×2/5＝6,600円 **F**
- 2 町民税分16,500円×3/5＝9,900円 **G**

③ 均等割額

- 1 県民税 1,500円 **H**
- 2 町民税 3,500円 **I**

④ 住民税額

県・町民税をそれぞれ計算する。

[所得割額－税額控除額]＋均等割

- 1 県民税 [D－F＝(100円未満切り捨て)]＋H
64,000円－6,600円＝57,400円＋1,500円＝58,900円

- 2 町民税 [E－G＝(100円未満切り捨て)]＋I
96,000円－9,900円＝86,100円＋3,500円＝89,600円

58,900円＋89,600円＝148,500円…住民税額

【表1】税額控除（調整控除）の計算方法

A 合計課税所得金額が200万円以下の方

次の①と②のいずれか小さい額の5%（県民税2%、町民税3%）に相当する金額

- ①右表の金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額

B 合計課税所得金額が200万円超の方

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、町民税3%）に相当する金額

- ①右表の金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

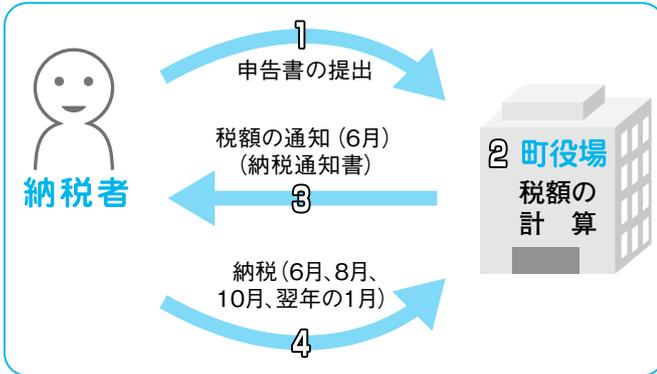
控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	配偶者控除	一般 5万円
障害者控除	普通 1万円		老人 10万円
	特別 10万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円
	同居特別 22万円		40万円以上45万円未満 3万円
寡婦控除	一般 1万円	扶養控除	一般 5万円
	特別 5万円		特定 18万円
寡夫控除	1万円		老人 10万円
勤労学生控除	1万円		同居老親等 13万円

納税の方法

住民税（町・県民税）は、〈普通徴収〉〈給与からの特別徴収〉〈年金からの特別徴収〉のいずれかの方法で納税していただくことになります。

●普通徴収（個人納付）

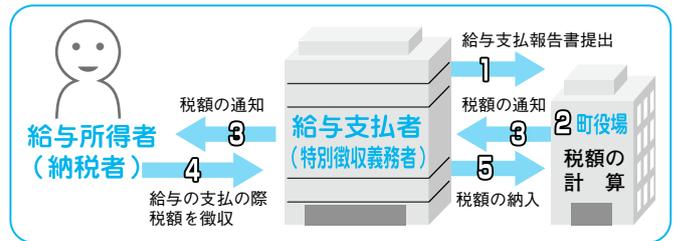
町から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期で直接納付していただく方法です。



●給与からの特別徴収

町から給与支払者（会社）を通して税額通知書が通知され、給与支払者（会社）が毎月給与を支払う際、給与からその月の税金を天引きして翌月の10日までに町に納入する方法です。徴収は、6月から翌年5月までの12か月となっています。

年の途中で退職され、未徴収月分がある方は、普通徴収（個人納付）に切り替わる場合もあります。



●年金からの特別徴収

公的年金にかかる住民税を、各支給月の公的年金から天引きする方法です。

【対象者】

4月1日現在で65歳以上の方のうち、住民税の納税義務があり、特別徴収の対象となる老齢年金等を受給している方

※ただし、次の方は特別徴収の対象になりません。

- ①介護保険料が公的年金から特別徴収されていない
- ②特別徴収される公的年金の年間給付額が18万円未満である
- ③当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える
- ④1月1日以後に町外に転出した

〈今年度から新規対象となる方〉

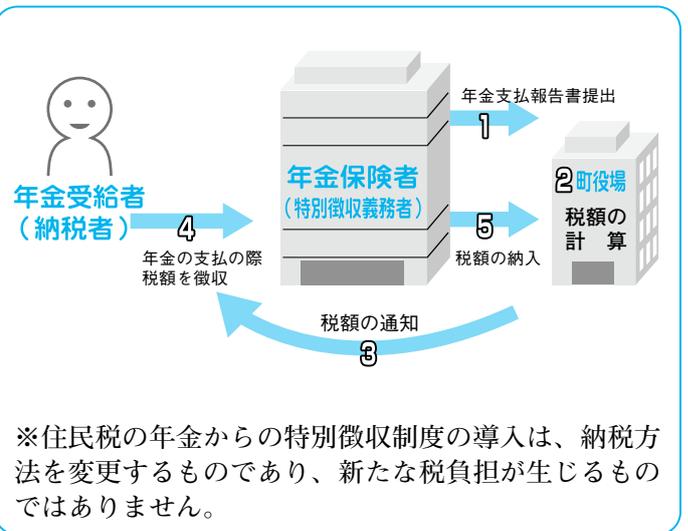
今年度から上記の条件に該当し、新たに天引きの対象となる方は、10月より住民税の公的年金からの特別徴収が開始されます。（納税通知書の「年金分特別徴収税額」欄に金額が載っている方）

〈すでに年金天引きされている方〉

転出や税額変更等により、年度の途中で特別徴収が停止となった場合を除き、引き続き特別徴収となります。

その場合、27年度の住民税額が確定する前に、26年度の最後（本年2月分）の税額と同額が、同年4・6・8月分から仮に徴収されます。27年度の税額決定後、仮徴収で納めていただいた額の残りを、同年10・12・翌年2月で特別徴収し、調整します。

※天引きされるのは、年金所得の金額から計算した住民税のみです。給与や不動産・事業所得など、その他の所得にかかる住民税は、これまでどおり給与からの特別徴収または普通徴収（納税通知書）により納めていただきます。



※住民税の年金からの特別徴収制度の導入は、納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

【対象となる年金】

国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、退職年金などを含むすべての公的年金（障害年金や遺族年金を除く）の所得に係る住民税が、老齢または退職を支給事由とする公的年金（老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等）から特別徴収されます。

※すでに、納税通知書により特別徴収額をお知らせしている方でも、7月以降に他市町村への転出・税額の変更・年金の支給停止・介護保険料の特別徴収が中止された場合などは、特別徴収が中止になり、普通徴収により納めていただくことになります。